

令和元年 12 月 19 日

令和元年度協議会臨時会議案書

酒匂川流域下水道事業連絡協議会

目 次

議 案 番 号	議 案 の 件 名	頁
議 案 第 1 号	「酒匂川流域下水道の維持管理に関する原則」の一部改正について	5
議 案 第 2 号	「酒匂川流域下水道の維持管理に関する費用負担について」の一部改正について	9
議 案 第 3 号	「酒匂川流域下水道の改築に関する費用負担の原則」の一部改正について	13

議案第 1 号

「酒匂川流域下水道の維持管理に関する原則」の一部改正について

「酒匂川流域下水道の維持管理に関する原則」の一部を次のように改正する。

第 6 条を次のように改める。

- 6 流域下水道の資本費については、平成 33 年度より、平成 32 年度以降に行われる流域下水道施設設置及び改築に係る資本費の合計額の 30%を市町の維持管理負担金に含める。（箱根小田原幹線を除く。）

資本費とは、減価償却費（長期前受金戻入額を除いた額）、企業債等支払利息（一時借入金支払利息を除く）、企業債取扱諸費及び固定資産の除却・売却・災害による損失等による資産処分時の資産取得価額から処分時までの減価償却累計額及び収益化されていない長期前受金を除いた額とする。

減価償却費から除く長期前受金は、施設設置及び改築に係る国庫補助金、県一般会計繰入金（建設給与費・事務費に対する繰入を含む）及び市町負担金とする。

建設給与費・事務費に係る資本費の負担方法を変更する場合は、県・市町で協議の上で決定するものとする。また、建設費の国・地方負担の割合に変更が生じた場合は、資本費の負担方法の変更について県・市町で協議するものとする。

関連市町間の資本費の負担方法については、建設年度の計画汚水量に基づく比率によることとする。

附 則

この改正は、令和 2 年 1 月 1 日から施行する。

「酒匂川流域下水道の維持管理に関する原則」新旧対照表

新	旧
1 【略】	1 流域下水道の維持管理は県が直接これを行う。
2 【略】	2 関連市町は県の行う維持管理について、協同一致の精神に従い、協力を惜しまないものとする。
3 【略】	3 流域下水道の維持管理費については、原則として流域下水道を使用する関連市町が負担するものとし、維持管理負担金は、各年度の維持管理に要する費用から県が負担する費用(水質管理費の公費の1/2、調査研究費の1/2、一般管理費のうち常勤役員報酬の1/2及び広報費の1/2の額)を除いた額を実績汚水量の割合により、関連市町が負担するものとする。
4 【略】	4 前項に定めるもののほか、維持管理費の費用負担については、「酒匂川流域下水道の維持管理に関する費用負担について」により定める。
5 【略】	5 関連市町は下水道法第12条の規定により、除害施設の設置等に関する条例を定め、流域下水道施設の機能を妨げ、又は損傷することのないよう努めるとともに、排水設備の検査等を励行するものとする。
<p>6 <u>流域下水道の資本費については、平成33年度より、平成32年度以降に行われる流域下水道施設設置及び改築に係る資本費の合計額の30%を市町の維持管理負担金に含める。(箱根小田原幹線を除く。)</u></p> <p><u>資本費とは、減価償却費(長期前受金戻入額を除いた額)、企業債等支払利息(一時借入金支払利息を除く)、企業債取扱諸費及び固定資産の除却・売却・災害による損失等による資産処分時の資産取得価額から処分時までの減価償却累計額及び収益化されていない長期前受金を除いた額とする。</u></p> <p><u>減価償却費から除く長期前受金は、施設設置及び改築に係る国庫補助金、県一般会計繰入金(建設給与費・事務費に対する繰入を含む)及び市町負担金とする。</u></p> <p><u>建設給与費・事務費に係る資本費の負担方法を変更する場合は、県・市町で協議の上で決定するものとする。また、建設費の国・地方負担の割合に変更が生じた場合は、資本費の負担方法の変更について県・市町で協議するものとする。</u></p> <p><u>関連市町間の資本費の負担方法については、建設年度の計画汚水量に基づく比率によることとする。</u></p> <p>附 則 この原則は、令和2年1月1日から施行する。</p>	<p>6 下水道法第9条の規定による関連公共下水道の処理開始の公示は、下水道法第25条の14に基づく流域下水道の供用開始の通知及び接続並びに流入について、県の承認を得た後に行うものとする。</p> <p>附 則 この原則は、平成30年4月1日から施行する。</p>

「酒匂川流域下水道の維持管理に関する原則」の一部改正について

酒匂川流域下水道の維持管理に関する原則

(議案第 1 号議決による改正後の全文)

- 1 流域下水道の維持管理は県が直接これを行う。
- 2 関連市町は県の行う維持管理について、協同一致の精神に従い、協力を惜しまないものとする。
- 3 流域下水道の維持管理費については、原則として流域下水道を使用する関連市町が負担するものとし、維持管理負担金は、各年度の維持管理に要する費用から県が負担する費用（水質管理費の公費の 1/2、調査研究費の 1/2、一般管理費のうち常勤役員報酬の 1/2 及び広報費の 1/2 の額）を除いた額を実績汚水量の割合により、関連市町が負担するものとする。
- 4 前項に定めるもののほか、維持管理費の費用負担については、「酒匂川流域下水道の維持管理に関する費用負担について」により定める。
- 5 関連市町は下水道法第 12 条の規定により、除害施設の設置等に関する条例を定め、流域下水道施設の機能を妨げ、又は損傷することのないよう努めるとともに、排水設備の検査等を励行するものとする。
- 6 流域下水道の資本費については、平成 33 年度より、平成 32 年度以降に行われる流域下水道施設設置及び改築に係る資本費の合計額の 30%を市町の維持管理負担金に含める。（箱根小田原幹線を除く。）

資本費とは、減価償却費（長期前受金戻入額を除いた額）、企業債等支払利息（一時借入金支払利息を除く）、企業債取扱諸費及び固定資産の除却・売却・災害による損失等による資産処分時の資産取得価額から処分時までの減価償却累計額及び収益化されていない長期前受金を除いた額とする。

減価償却費から除く長期前受金は、施設設置及び改築に係る国庫補助金、県一般会計

繰入金（建設給与費・事務費に対する繰入を含む）及び市町負担金とする。

建設給与費・事務費に係る資本費の負担方法を変更する場合は、県・市町で協議の上で決定するものとする。また、建設費の国・地方負担の割合に変更が生じた場合は、資本費の負担方法の変更について県・市町で協議するものとする。

関連市町間の資本費の負担方法については、建設年度の計画汚水量に基づく比率によることとする。

附 則

この原則は、令和2年1月1日から施行する。

議案第 2 号

「酒匂川流域下水道の維持管理に関する費用負担について」の一部改正について

「酒匂川流域下水道の維持管理に関する費用負担について」の一部を次のように改正する。

第 2 項は、次のとおりとする。第 2 項全文を削除する。

第 3 項を第 2 項に改める。

附 則

この改正は、令和 2 年 1 月 1 日から施行する。

「酒匂川流域下水道の維持管理に関する費用負担について」新旧対照表

1 【略】

~~2 酒匂川流域下水道建設費に係る資本費の維持管理費への算入については、関連市町の財政状況及び資本費回収状況のほか、使用者及び議会の理解を得ることが困難なことなどを考慮しつつ、平成30年度から検討していくこととする。~~

2 「酒匂川流域下水道の維持管理について（平成27年度～平成29年度）」策定時に確定した、第1次維持管理計画期間から第4次維持管理計画期間（以下、「立替期間」）までの負担額4億3千9百26万6千円については、立替期間内に流域関連公共下水道を供用開始していた市町が、立替期間内における各年度の維持管理負担金の負担割合に応じ、平成30年度から負担することとする。

【別表】【略】

附 則

この改正は、令和2年1月1日から施行する。

1 維持管理費の費用負担については、原則として流域下水道を使用する関連市町が負担する。

2 酒匂川流域下水道建設費に係る資本費の維持管理費への算入については、関連市町の財政状況及び資本費回収状況のほか、使用者及び議会の理解を得ることが困難なことなどを考慮しつつ、平成30年度から検討していくこととする。

3 「酒匂川流域下水道の維持管理について（平成27年度～平成29年度）」策定時に確定した、第1次維持管理計画期間から第4次維持管理計画期間（以下、「立替期間」）までの負担額4億3千9百26万6千円については、立替期間内に流域関連公共下水道を供用開始していた市町が、立替期間内における各年度の維持管理負担金の負担割合に応じ、平成30年度から負担することとする。

【別表】県立普金に係る費用負担計画表

市町名	負担期間	(単位:千円)																			
		各関係市町別負担総額	1年目 平成30年度 負担額	2年目 平成31年度 負担額	3年目 平成32年度 負担額	4年目 平成33年度 負担額	5年目 平成34年度 負担額	6年目 平成35年度 負担額	7年目 平成36年度 負担額	8年目 平成37年度 負担額	9年目 平成38年度 負担額	10年目 平成39年度 負担額									
小田原市	10年	390,041	39,005	39,004	39,004	39,004	39,004	39,004	39,004	39,004	39,004	39,004	39,004	39,004	39,004	39,004	39,004	39,004	39,004	39,004	
大井町	8年	34,083	4,263	4,260	4,260	4,260	4,260	4,260	4,260	4,260	4,260	4,260	4,260	4,260	4,260	4,260	4,260	4,260	4,260	4,260	
松田町	2年	2,729	1,365	1,364																	
南足柄市	3年	10,252	3,418	3,417	3,417																
開成町	1年	1,434	1,434																		
山北町	1年	727	727																		
計	—	439,266	50,212	48,045	46,681	43,264	43,264	43,264	43,264	43,264	43,264	43,264	43,264	43,264	43,264	43,264	43,264	43,264	43,264	43,264	43,264

＜徴収方法＞・費用負担計画表に基づき、2月補正予算案に見込まれた市町ごとの不用額を充てることにより行う
 ・ただし、当該不用額が費用負担計画表の負担額に満たない年度については、当該年度の負担額を減額できるものとし、費用負担計画表の負担額と当該年度の不用額の差額については、次年度の負担額に合算して負担するものとする。
 ・なお、市町の希望に応じて、繰上償還もできるものとする。

附 則

この改正は、平成31年1月1日から施行する。

「酒匂川流域下水道の維持管理に関する費用負担について」 の一部改正について

酒匂川流域下水道の維持管理に関する費用負担について

(議案第2号議決による改正後の全文)

- 1 維持管理費の費用負担については、原則として流域下水道を使用する関連市町が負担する。
- 2 「酒匂川流域下水道の維持管理について（平成27年度～平成29年度）」策定時に確定した、第1次維持管理計画期間から第4次維持管理計画期間（以下、「立替期間」）までの負担額4億3千9百26万6千円については、立替期間内に流域関連公共下水道を供用開始していた市町が、立替期間内における各年度の維持管理負担金の負担割合に応じ、平成30年度から負担することとする。

【別表】 県立替金に係る費用負担計画表

(単位:千円)

市町名	負担 期間	各関係市町別 負担総額	1年目 平成30年度 負担額	2年目 平成31年度 負担額	3年目 平成32年度 負担額	4年目 平成33年度 負担額	5年目 平成34年度 負担額	6年目 平成35年度 負担額	7年目 平成36年度 負担額	8年目 平成37年度 負担額	9年目 平成38年度 負担額	10年目 平成39年度 負担額
小田原市	10年	390,041	39,005	39,004	39,004	39,004	39,004	39,004	39,004	39,004	39,004	39,004
大井町	8年	34,083	4,263	4,260	4,260	4,260	4,260	4,260	4,260	4,260		
松田町	2年	2,729	1,365	1,364								
南足柄市	3年	10,252	3,418	3,417	3,417							
開成町	1年	1,434	1,434									
山北町	1年	727	727									
計	—	439,266	50,212	48,045	46,681	43,264	43,264	43,264	43,264	43,264	39,004	39,004

<償還方法> ・費用負担計画表に基づき、2月補正予算時に見込まれた市町ごとの不用額を充てることにより行う。
 ・ただし、当該不用額が費用負担計画表の負担額に満たない年度については、当該年度の負担額を減額できるものとし、費用負担計画表の負担額と当該年度の不用額の差額については、次年度の負担額に合算して負担するものとする。
 ・なお、市町の希望に応じて、繰上償還もできるものとする。

「酒匂川流域下水道の改築に関する費用負担の原則」
の一部改正について

「酒匂川流域下水道の改築に関する費用負担の原則」の一部を次のように改正する。

第1項は、次のとおりとする。第1項の尚書きを、「県と関連市町の費用負担割合は、県1／3、市町2／3とする」から「県と関連市町の費用負担割合は、県1／2、市町1／2とする」に改める。

第7項は、全文を削除する。

第8項を第7項とし、「この改正後の負担の原則は、平成24年度から適用する。」から「この改正後の負担の原則は、令和2年度から適用する。」に改める。

「酒匂川流域下水道の改築に関する費用負担の原則」新旧対照表

新	旧				
<p>1 施設の改築に関する事業費の地方負担額については、<u>県と関連市町が分担するものとする。</u> <u>なお、県と関連市町の費用負担割合は、県1/2、市町1/2とする。</u></p> <p>2 【略】</p> <p>3 【略】</p> <p>4 【略】</p> <p>5 【略】</p> <p>6 【略】</p> <p>7 この原則に基づく市町負担金には、<u>県の資本費相当分が含まれているものとする。</u></p> <p>7 この改正後の負担の原則は、<u>令和2年度</u>から適用する。</p>	<p>1 施設の改築に関する事業費の地方負担額については、<u>県と関連市町が分担するものとする。</u> <u>なお、県と関連市町の費用負担割合は、県1/3、市町2/3とする。</u></p> <p>2 関連市町間の負担の割振りは、次表により計画汚水量に比例して定めるものとする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th align="center">区 分</th> <th align="center">負担の割振り</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td align="center">処理場建築費 及び管渠改築費</td> <td align="center">全市町で負担する</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 負担金割振りの基礎となる各市町の将来汚水量は、都市計画法の規定により市街化区域及び市街化調整区域を定める際の人口規模及び産業規模を基準として算定した平成42年度の計画汚水量とする。</p> <p>4 都市の発展状況が、計画内容と著しく相違する状況が見られた場合には、別途協議のうえ計画変更するものとし、その場合の市町負担金は、調整するものとする。</p> <p>5 県及び関連市町の各年度の分担金は、それぞれの年度の事業費を按分して定めるものとする。</p> <p>6 この負担の原則に定めのない事項又は、負担の原則に定められた事項について疑義が生じた場合は、別途協議して定めるものとする。</p> <p>7 <u>この原則に基づく市町負担金には、県の資本費相当分が含まれているものとする。</u></p> <p>8 この改正後の負担の原則は、<u>平成25年度</u>から適用する。</p>	区 分	負担の割振り	処理場建築費 及び管渠改築費	全市町で負担する
区 分	負担の割振り				
処理場建築費 及び管渠改築費	全市町で負担する				

酒匂川流域下水道の改築に関する費用負担の原則

(改正後の全文)

1 施設の改築に関する事業費の地方負担額については、県と関連市町が分担するものとする。

なお、県と関連市町の費用負担割合は、県1/2、市町1/2とする。

2 関連市町間の負担の割振りは、次表により計画汚水量に比例して定めるものとする。

区 分	負 担 の 割 振 り
処理場改築費 及び管渠改築費	全市町で負担する

3 負担金割振りの基礎となる各市町の将来汚水量は、都市計画法の規定により市街化区域及び市街化調整区域を定める際の人口規模及び産業規模を基準として算定した平成42年度の計画汚水量とする。

4 都市の発展状況が、計画内容と著しく相違する状況が見られた場合には、別途協議のうえ計画変更するものとし、その場合の市町負担金は、調整するものとする。

5 県及び関連市町の各年度の分担金は、それぞれの年度の事業費を按分して定めるものとする。

6 この負担の原則に定めのない事項又は、負担の原則に定められた事項について疑義が生じた場合は、別途協議して定めるものとする。

7 この改正後の負担の原則は、令和2年度から適用する。